

注意:御意見の全体像が把握できるように、代表的な御意見を抽出し、整理しております。
 なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>1. 汚染物の保管については、第14条第2号で規定する容器に収め、第15条で規定する表示をすることで管理することが可能であるため、第14条第1号の保管場所の規定は削除していただきたい。なお、回収した汚染物を一時的におくことがあるが該当するののか。</p> <p>2. 現像液等の産業廃棄物として数量を把握することが可能であるため、第16条を削除していただきたい。</p> <p>3. 廃液の漏出がなければ、PFOS又はその塩の分析は不要であるため、第17条第1号の「PFOS又はその塩を含む」を削除していただきたい。</p>	<p>1. 汚染物が保管中に紛失などすることのないよう、保管場所に関する当該規定は必要であると考えます。なお、現像作業等において一時的に置くことについては、ここで規定する保管とはみなしません。</p> <p>2. 第16条は、PFOS又はその塩の取扱量を継続的に把握することを規定していますが、現像液ではその把握が困難であるため、現像を行った業務用写真フィルムの数量を把握することにより継続的にPFOS又はその塩の取扱量を把握することとしています。</p> <p>3. 第17条第1号では、業務用写真フィルム取扱事業者が、PFOS又はその塩を含む廃液に係る機器又は配管等を把握し、廃液の漏出点検を行うことを想定しています。このため、ここでいう廃液はPFOS又はその塩を含有する廃液に限定したものであり、「PFOS又はその塩を含む」の規定は必要であると考えます。</p>